

《史料紹介》

フリードリヒ・ヴィルヘルム「ポツダム勅令」(1685 年)

林 祐一郎

昨今、欧州関連の報道で移民・難民問題が取り扱われない日はまず無い。欧州は外国人の流入と受け入れの是非を巡る対立で動揺している。その欧州を束ねる EU の中核に位置付けられるドイツはしかし、難民の受け入れ国として強い存在感を発揮してきた。ところで、こうした政策を行ってきたドイツのメルケル内閣の閣僚に、トーマス・デメジエール (Thomas de Maizière, 1954-) というフランス系の姓を持つ人物がいた。彼は内務大臣 (任 2009-2011, 2013-2017) と国防大臣 (任 2011-2013) を歴任した人物であり、国政の中核で活動してきた¹。彼は、17 世紀にプロテスタントへの迫害を逃れてフランスから移住してきたユグノーの子孫である²。フランス系カルヴァン派信徒であるユグノーたちは今日までにドイツ社会へ統合され、政治家や軍人、財界人、文化人、また学者たちを輩出してきた³。こうした亡命ユグノーの歴史は、17 世紀の宗派難民受け入れ政策まで遡ることができる。

ユグノー受け入れの舞台の一つとなった「軍事大国」のプロイセンは、多民族国家であった。ポーランド人、ユダヤ人、ソルブ人、カシューブ人といった少数民族が支配下で生活していたことはその証左である。これは、プロイセンという国家がドイツ人による植民と征服で成立し、ドイツ語圏東方の辺境に位置したことから来ている⁴。そうした史実の再発見もあり、最近では先述のプロイセン＝軍国という評価も相対化されている。だが一方、明示的に移民国家としてプロイセンを紹介する姿勢は、本場のドイツと比べて日本ではそれほど見られない。また管見の限り、日本ではプロイセンのユグノーに関する研究は殆ど無く、金哲雄や塚本栄美子の研究がそうした研究の僅かな例である⁵。

¹ Deutscher Bundestag, „Dr. Thomas de Maizière, CDU/CSU“, <https://www.bundestag.de/abgeordnete/biografien18/M/maiziere_thomas/258800>, 【2018 年 8 月 27 日閲覧確認】

² Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat, „Bundesinnenminister Dr. Thomas de Maizière im Interview mit der türkischsprachigen Tageszeitung Hürriyet“, <<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/kurzmeldungen/DE/2014/01/hurriyet-interview.html>>, 【2018 年 8 月 27 日閲覧確認】

³ トーマスの父ウルリヒ・デメジエール (Ulrich de Maizière, 1912-2006) は第二次世界大戦で陸軍総司令部参謀 (任 1942-43, 45)、戦後に連邦軍総監 (任 1966-1972) を務めており、トーマスの従兄弟には東ドイツで最後の首相を務めたロタール・デメジエール (Lothar de Maizière, 任 1990) がいる。ユグノー系ドイツ人としては他にも、「アフリカの星」(Stern von Afrika) の異名を持つ第二次世界大戦期の空軍兵士ハンス・ヨアヒム・マルセイユ (Hans-Joachim Marseille, 1919-1942)、同じく空軍兵士のアドルフ・ガラント (Adolf Galland, 1912-1996) などに加え、岩波文庫のモデルとなるレクラム文庫を創刊したアントン・フィリップ・レクラム (Anton Philipp Reclam, 1807-1887)、ドイツの詩的リアリズムを代表する作家テオドル・フォンターネ (Theodor Fontane, 1819-1898) などがいる。

⁴ この文脈でプロイセンの多民族性に注目した研究として、例えば次のような研究がある。今野元『多民族国家プロイセンの夢——「青の国際派」とヨーロッパ秩序』名古屋大学出版会、2009 年。

⁵ 金哲雄「ドイツにおけるユグノーの経済活動」、『経済学論集』第 21 巻、第 1 号、1997 年、24-45 頁。同『ユグノーの経済史的研究』ミネルヴァ書房、2003 年。塚本栄美子「ブランデンブルク＝プロイセン

ドイツが現代の移民大国ならば、プロイセンも近世の移民大国であった。プロイセンが植民で成り立った国であるのに加え、オランダ人、ベーメン人、ザルツブルク人、そしてユグノーなどが 17 世紀頃より移民や難民としてプロイセンに到来した。特に「国家内国家」(Staat im Staat)として自治的な居留区を形成したユグノーは大きな存在感を示し、17 世紀末にはベルリンにおいて都市人口の四分の一を占めるまでにも至った⁶。彼らはフランスの先進的な文化や技術を持ち込み、結果的には受け入れ先の社会に順応しただけでなく国家の発展に貢献したとして、外国人統合の成功例とされてきた。

またプロイセンに限らず、欧州における「17 世紀の危機」は、宗派对立に伴う戦乱と迫害により「難民の時代」をも到来させたと言えよう。三十年戦争では幾多の土地や都市・村落が荒廃せしめられ、大幅な人口移動が引き起こされた一方、信仰統一化を図る地域では少数宗派に対する迫害が稀ではなく、特にフランスでは寛容令の撤回によりユグノーの他にもヴァルド派などが弾圧される事態が生じ、大量の宗教難民が国外へ亡命した。こうした難民の増加を国力増大や産業振興のための好機と見た君侯たちは少なくなく、彼らは積極的に主導権を発揮して受け入れ政策を展開することになる。

そこで本稿は、近世の「難民の時代」における移民国家プロイセンの史料を一つ紹介する。それは、1685 年にブランデンブルク選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム (Friedrich Wilhelm, 位 1640-88) が発布した、「ポツダム勅令」(Edikt von Potsdam)である。

さて、ここからはポツダム勅令の内容について整理する。原文の検討に当たっては、レクラム出版社による『史料と叙述に見るドイツ史』の第 5 巻を参照した⁷。同令の和訳については森田安一による抄訳と解説が既に公表されているが⁸、これに対して本稿は勅令全体の解説を試み、そして欧州を取り巻く現代的な問題との関連に着目した。

まず前文では、勅令の全体像がまとめられている。ここでは、同じカルヴァン派であるユグノーに対してフリードリヒ・ヴィルヘルムがその「寛仁大度な同情から」(aus gerechtigem Mitleiden) 領内への移住と特権の享受を認める勅令に署名したのだという動機

におけるユグノー——その受け入れをめぐる」、『岐阜聖徳学園大学紀要』第 41 号、2002 年、206-218 頁。同「近世ベルリンにおける「フランス人」の記憶——第一世代シャルル・アンシヨンの歴史書」、『歴史学部論集』第 1 号、2011 年、51-68 頁。同「近世ドイツにおける信仰難民とその子孫たちの集合的記憶の形成：ブランデンブルク・プロイセンのユグノーたちを事例に」、『歴史学部論集』、第 7 号、2017 年、19-36 頁。同「宗教的マイノリティの「記憶の場」：ベルリン・ユグノー博物館」、『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』第 14 号、2018 年、57-81 頁。

⁶ Birnstiel und A. Reinke „Hugenotten in Berlin,“ in: hrsg. S. Jersch-Wenzel und B. John, *Von Zuwanderern zu Einheimischen – Hugenotten, Juden, Böhmen, Polen in Berlin*, Nikolaische Verlagsbuchhandlung: Berlin, 1990, S. 92-93.

⁷ H. Neuhaus, *Deutsche Geschichte in Quellen und Darstellung Band 5: Zeitalter des Absolutismus 1648-1789*, Reclam Verlag: Stuttgart, 1997, S. 251-260. ポツダム勅令のドイツ語版全文は、ポツダム・フランス改革派共同体 (Französisch-Reformierte Gemeinde in Potsdam) の公式サイトでも閲覧できる。Französisch-Reformierte Gemeinde in Potsdam, „Das »Chur-Brandenburgische E D I K T« vom 29. Oktober 1685,“ <<http://www.reformiert-potsdam.de/FrP-Geschichte%20Potsdam-Edikt%20von%20Potsdam%201685%20Original%20Toleranz.htm>>, 【2018 年 8 月 28 日閲覧確認】

⁸ 歴史学研究会編『世界史史料 5 ヨーロッパ世界の成立と膨張』岩波書店、2007 年、327-328 頁。

説明がなされている。また、この勅令が苦難に陥ったユグノーを支援するために用意されたものであるということも表明されている。

第1～2条は移動に関する内容である。第1条は、アムステルダムやハンブルクといった亡命の中継地に使節を派遣し、あるいは現地に駐在する使節が亡命の援助に携わることで、船舶やその他必需品を工面すべしとの内容である。これは、海路で移動する難民を想定した措置である。第2条は陸路を想定したもので、主に南仏からフランクフルト・アム・マインやライン川を經由してクレーフエ＝マルク公領など西方の飛び地に到達しようとする難民に対し、海路と同様に使節や役人を介して通行証などの必携品が工面されるべしとの内容である。ただしここでは、一度西方領土に到達した難民が他の領土に移動しようとして、移動のための必需品をまた受け取ろうとすることが懸念されている。

第3～9条は、移住先での税制上の優遇や物的な援助に関する内容である。第3条では難民が自身の職業を営むに適した場所を選んで移住できることが記されている。また新たにマニュファクチュアを設立しようとする者に対しては物的な援助もなされることとされている。ただし移住先は原則として自由選択とされているものの、シュテンダル (Stendal)、ヴェルベン (Werben)、ラーテノウ (Rathenow)、ブランデンブルク・アン・デア・ハーフェル (Brandenburg an der Havel)、フランクフルト・アン・デア・オーダー (Frankfurt an der Oder)、マクデブルク (Magdeburg)、ハレ (Halle)、カルベ (Calbe)、ケーニヒスベルク (Königsberg) といった「生活するのに安価」な都市が推奨されている。これは産業振興の観点から商工業者を想定したものであると考えられる。続く第4条には、彼らが持ち込む動産、またその他商品が、賦課、関税、特許料、その他物品税から完全に免除されるべしとあり、ユグノー系商工業者を介した産業振興の企図はここにも見られる。

第5条では、都市に移住する商工業者とは別に、村落へ移住する難民に対して空き家が提供されるものと記され、彼らは入居する廃屋を修復するために必要な資材を無償で入手し、最初の六年間のうちは消費税 (Consumptions-Accise) 以外の負担金が課されないこととされている。続く第6条では農民として移住して来る難民に対して、荒れた農地等が無償で与えられ、免税期間中の開墾が期待されている。こうした処置は、戦乱などで荒廃した農地を復活させ、生産力を向上させる政策の一環であると理解できる。

第7条では難民が都市や村落へ移住する際に料金を課されないことや、他の欧州諸国で行使されている外国人所有財産没収権 (Droit d' Aubaine) から解放されるものと記されている。第8条は難民が設立する主に繊維系のマニュファクチュアに対する援助、第9条は地方で農耕により生計を立てようとする難民に対する援助について規定されている。

第10条と第11条では、ユグノー共同体の自律的な立場について明記されている。フランス人の間で起こった係争はフランス人の判事によって処理され、礼拝はフランス福音主義教会で慣例だった作法で、またフランス語で執り行われることになっている。第12条では、ユグノー貴族への待遇について記されている。彼らには故国での地位に応じた官職が与えられ、領内の他貴族と同様の権利が認められることが明記されている。第13条では、

勅令の適用範囲について記述がある。この勅令は発布の前後にかかわらず宗派を理由とした迫害を受けてフランスを出た者に適用されると示している。要するに、これはカトリック信徒には適用されないという内容である。最後の第 14 条は、役人たちへの言付けである。ここでは難民を保護して移住先に順応させるため、各地の役人が難民受け入れ体制を整え、かつ彼らを害するような行為を働かぬよう厳命している。

以上のようなポツダム勅令は、全体としてユグノーをかなり優遇したものであり、ブランデンブルクの支配層にとって宗派的に近いフランスのカルヴァン派信徒へ一定の自律性を与えつつ彼らを保護したばかりでなく、産業振興や人口増大という国策上の動機が多分に反映されたものであると言えよう。ただし長期的には成功したとして評価されているとはいえ、受け入れ政策が当初から勅令の内容通りに進んだかといえば、それには疑問が残る⁹。

いずれにせよ、ポツダム勅令は社会経済史の観点からも有用な史料であるが、亡命中の移動について当局から配慮がなされている記述もあることから、人口移動やそこで果たした外交官の役割について検討する手掛かりにもなろう。このようにポツダム勅令は学術的な動機から様々な視点で参照の対象となり得るが、現代ではそうした動機とはやや違った形でも参照されるようになっていく。この点について、以下で掘り下げよう。

ユグノー受け入れはプロイセン史における重要な局面の一つであるが、その画期に位置付けられるポツダム勅令は現代でも記念碑的な史料となっており、1985 年にはポツダム勅令発布 300 周年を記念する単著や論集が多数出版された¹⁰。こうした関心は、プロテスタント史的関心からだけではなく、ドイツがトルコ人などの外国人労働者を受け入れ、近年では難民の集積地になっているという現状からも来ている。

こうした状況にあって、ポツダム勅令は外国人に対する寛容政策の先駆として参照されている。その最たる例が、ポツダム大学の政治学者ハインツ・クレーガー (Heinz Kleger, 1952-) を中心に発足した市民運動「新ポツダム寛容令」(Neue Potsdamer Toleranzedikt) である。2008 年にポツダム市で組織されたこの運動は、更なる寛容と開放を謳う全ポツダム市民による協定を成立させることを目的とし、難民支援に加え、人種主義や外国人差別への抗議

⁹ 例えば、ユグノーによって新設されたマニファクトゥアは、その少なからぬ数が内需や労働力の欠如のために短命に終わっている。S. Jersch-Wenzel, *Juden und >Franzosen< in der Wirtschaft des Raumes Berlin-Brandenburg zur Zeit des Merkantilismus*, Colloquium-Verlag: Berlin, 1978, S. 247. またユグノーの流入に際してはルター派聖職者や現地民からの抵抗や嫌がらせがあり、J. ラングホフや A. ラインケが以下にそうした事例を列挙している。J. Langhoff, „Flüchtlingsschicksale in Brandenburg-Preußen“, in: hrsg. von M. Stolpe und F. Winter, *Wege und Grenzen der Toleranz: Edikt von Potsdam 1685-1985*, Evangelische Verlagsanstalt Berlin: Berlin, 1985, S. 21-35. A. Reinke, „Die Kehrseite der Privilegierung: Proteste und Widerstände gegen die hugenottische Niederlassung in den deutschen Territorialstaaten“, in: hrsg. von T. Höpel und K. Middell, *Comparativ*, Vol. 7, No. 5/6, 1997, S. 39-55.

¹⁰ ドイツ語では 1985 年だけでユグノーに関する著作が 50 冊ほど出版されており、その中でも題名や副題に「ポツダム勅令」(Edikt von Potsdam / Potsdamer Edikt) という語が含まれている著作は 10 冊近く存在する。

を行っている¹¹。クレーガーは、かつてのポツダム勅令を発展させるこの運動の意義を説いた冊子『市民の開かれた寛容な都市のために―「ポツダム勅令」(1685 年)を想起して』の中でポツダム勅令を何度も引き合いに出し、多様な人々の流入と住民の受容が社会に刺激と発展をもたらすとして、移民・難民の受け入れに積極的な姿勢を見せている¹²。

だがポツダム勅令をそのまま「寛容」の記念碑としてのみ顕彰することは、史実と照合すれば望ましくない。例えばユグノーに対する優遇の一方で、ユダヤ人たちは冷遇されていた¹³。ユダヤ人は宗教改革期にブランデンブルクから強制追放された後、1670 年代より再び受け入れられることになる。しかしユグノーがユダヤ人とは異なり無制限の定住権を有し、その上に物的な支援も受け、期限付きだがほぼ恒久的な免税や法的な自律性も享受した一方、ユダヤ人移民は無償で入国許可証を得ることも無く、費用負担無しで家屋を得るということも無かった。ユダヤ人はシナゴグで礼拝を行うことを禁止されたが、ユグノーの礼拝に関しては 18 世紀初頭にフランス人独自の教会が建てられた。こうしたことから、ポツダム勅令は多様性の中で「寛容」を希求するという現代的な課題とは必ずしも軌を一にしない。

またドイツ政府の移民・難民政策を支持する文脈でポツダム勅令という難民受け入れの過去が無批判に参照されることもあるが、現代の移民や難民には非西欧系の有色人種が多く含まれることを考えれば、こうした人々を西欧系のプロテスタント信徒であるユグノーたちと全く同じように扱ってしまうのは明らかに無理がある。史実との合致という観点から見た場合、「新ポツダム寛容令」のように歴史上の政策を発展させる形で「寛容」を説くのはまだ承服し得るとしても、歴史的な文脈の違いを軽視した参照はむしろ議論の説得力を失わせる。そうした意見に対しては、歴史学の立場から過去と現在との相違点を提示することにより、いずれ実証に基づく論駁が可能となろう。

だが、史実との照合だけで議論を終わりにしてしまうのは勿体無い。ここからより踏み込んだ議論もできる。そもそも、消極的な意味だった「寛容」がやがて積極的な意味を持つに至ったように、こうした過去の応用・発展や再解釈はどのような過程を経てなされるのか。その過程で作用すると考えられる人間の想像力も、手放しで肯定することはできな

¹¹ Neues Potsdamer Edikt, „Aktivitäten“, < <http://www.potsdamer-toleranzedikt.de/>> 【2018 年 8 月 28 日閲覧確認】

¹² H. Kleger, *Für eine offene und tolerante Stadt der Bürgerschaft – in Erinnerung an das ‚Edikt von Potsdam‘ (1685)*, Landeshauptstadt Potsdam: Potsdam, 2008. こうした動きは何もここ数年で急に生じてきたものではない。1998 年からはブランデンブルク州政府の主導で「寛容なるブランデンブルク」(Tolerantes Brandenburg)という行動計画が打ち出され、暴力、極右思想、そして外国人敵視への異議申し立てが行われてきた。クレーガーの試みは、こうした州行政の動きを市民社会の働きかけによりポツダム市の単位で実現しようとしたものである。Land Brandenburg, „Handlungskonzept der Landesregierung“, <<http://www.tolerantes.brandenburg.de/koordinierungsstelle/handlungskonzept-der-landesregierung.html>>, 【2018 年 8 月 28 日閲覧確認】

¹³ H. D. Heimann, „Brandenburger Toleranz zwischen Anspruch, Mythos und Dementi: Historisch-politische Annäherungen an das „Edikt von Potsdam“,“ in: *Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte*, Vol. 52, No. 2 : Brill, 2000, S. 124.

フリードリヒ・ヴィルヘルム「ポツダム勅令」(1685 年)

いとしても、我々のような人文学徒が注目すべきことなのではないだろうか。いずれにせよポツダム勅令は、欧州に新たな「難民の時代」が訪れている 21 世紀にあって、これからも歴史学のみならず難民や多様性を巡る議論の中で、かつて欧州が経験した「難民の時代」の史料の一つとして参照されていくであろう。

(京都大学大学院修士課程)